

(様式2)

教育委員会 (議案・報告) 第20号

(所 管) 教委総務部 教育政策課

件 名	堺市教育委員会公告式規則の一部改正について
提 案 理 由	堺市公告式条例の一部改正を踏まえ、教育委員会規則の公布等について、その押印の見直しを行うこととし、所要の改正を行うため、本件を上程するものである。
議案（報告）の概要又は要旨	1 改正の内容 教育委員会規則の公布等について、今後は、教育長の押印を要しないこととするもの 2 施行期日 公布の日から施行するものであること。
備 考	
議決後必要となる取組	この案件の教育委員会議決後は、 ■ 上記案により、公布する。 □ 令和 年 第 回市議会（定例会・臨時会）に提出する議案については、異議がないものとして回答する。 □ その他（ ）

議案第 20 号

堺市教育委員会公告式規則の一部改正について

堺市教育委員会公告式規則について、次のとおり改正する。

令和 4 年 10 月 17 日
堺市教育委員会
教育長 栗井 明彦

堺市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

堺市教育委員会公告式規則（昭和39年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「て教育長印を押さ」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

堺市教育委員会公告式規則（昭和39年教育委員会規則第2号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（公布の方法）</p> <p>第3条 規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び教育長名を記入して<u>教育長印を押さ</u>なければならない。</p> <p>2～5 （略）</p>	<p>（公布の方法）</p> <p>第3条 規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び教育長名を記入しなければならない。</p> <p>2～5 （略）</p>